

	質 疑 事 項	回 答
1	東京都が製作した判定活動DVDの中で、山間部では、バイク利用をすれば便利であるとの話がありましたが、現地対策本部周辺でガソリンの確保ができるのでしょうか？	判定地域の被災状況によりますが、基本的には、自己調達と考えてください。
2	判定ステッカーは、日本語だけでなく、6カ国表記やピクトグラム表示により、文字が読めなくても絵を見ただけでわかりやすいのではないのでしょうか。	判定ステッカーは、危険度の判定を3色により判別できるようにしています。 「赤色」の判定ステッカー：「危険」 「黄色」の判定ステッカー：「要注意」 「緑色」の判定ステッカー：「調査済」
3	鉄筋コンクリート造の建物調査における柱の損傷度の割合等は、外観調査のみでは判断できなと思われませんが、どのように考えたらよいのでしょうか？ 鉄骨造の座屈調査なども同様です。	建築物（特に鉄骨造建築物）の構造躯体などの調査では、目視で確認できる範囲に限られる場合があり、また、判定活動の時間的制約からも構造躯体の損傷を全て把握して、判定することは困難です。 外観調査のみの場合は、判定ステッカーのコメント欄に「外観調査のみ実施」などと記入してください。
4	講習会で使用されたスライドの資料はいただく事ができるのでしょうか。	誠に申し訳ありませんが、スライドの配付は行っておりません。
5	写真撮影等は行わないのでしょうか。	建物の写真撮影は、行いません。
6	東日本大震災における判定の実施結果について、講習会の中で紹介された市町村以外でもステッカーが貼ってあったのはなぜでしょうか。 また、応急危険度判定士以外でもこのステッカーの使用はできるのでしょうか。	応急危険度判定は、被災市町村が判定実施本部を設置して行うものです。 東日本大震災の実施結果は、各本部から県に報告があった実績を講習会で説明しています。この他の実施については、県では把握しておりません。 また、判定結果の対応（集計、問い合わせ）は、判定実施本部が行うので、本部が定めた区域外を勝手に判定し、ステッカーを貼ることはできません。

	質 疑 事 項	回 答
7	<p>判定ステッカーは、いつ、誰がはがすのでしょうか。</p> <p>また、ステッカーの効力は、実施本部の解散まででしょうか。長期に存置されているものは勝手に剥がしてよいのでしょうか。</p>	<p>判定ステッカーは、応急危険度判定の結果を建築物の所有者や使用者、または付近を通行する人などの第三者に知らしめるため、原則として建築物の出入り口などの認識しやすい場所に貼付します。</p> <p>貼付しておく期間は、基本的には余震がおさまるまでと考えられます。貼付期間が長期になる場合も考えられるため、(判定ステッカーの材質が紙なので)なるべく風雨が当たらない場所に貼付するなど判定ステッカーが剥がれないようにする工夫も必要です。</p>
8	<p>木造、S造の場合「地盤破壊による建物全体の沈下」の判定は無いが、不同でない場合の沈下は、どう評価すべきか？</p> <p>RC造の基準を目安に「周辺地盤の破壊による危険」として判定して良いか？</p>	<p>マニュアルは、建築物全体が沈下した場合（特に液状化被害など）に対応したものではありません。</p> <p>このため、東日本大震災においては、判定実施本部にて独自にいくつかの判定基準を追加して、液状化被害を受けた建物についても判定を行いました。実際の判定の際には、判定実施本部の担当者より指示があるかと思しますので、その指示により調査を行ってください。</p>
9	<p>建物や落下物などはAランクでも、塀や囲いがCランクであった場合は、総合判定がCランクとなりますが、「建物はひとまず大丈夫ですが、塀は倒壊の危険があります」と記載して良いものか？(入居者が不在だった場合、赤いステッカーに記入して良いか？)</p>	<p>建物自体に問題がない場合（全てAランク）でも塀等による危険度がCランクの場合、総合判定はCランクとなります。</p> <p>このような場合は、倒壊の危険のある塀等を取り除くことにより判定が変更となりますので、その旨を判定ステッカーに記載することが住民に対して、より親切な対応になると思います。</p>